

○田野町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例

平成25年3月8日条例第7号

田野町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 人口の減少、高齢化の進展等が著しい現状にかんがみ、町外居住者の町内への転入を誘導する移住促進政策を講ずることにより、人口確保による町の活性化を図るため、移住希望者が田野町内にて自宅新築や借家、町営住宅等に入居できるまでの間、移住支援のために貸し出すことを目的に田野町移住促進住宅（以下「移住促進住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 移住促進住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 田野町移住促進住宅

位置 田野町2519番地30・田野町2519番地31

(入居者の資格)

第3条 移住促進住宅に入居することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 現に町外に住所を有する者で、前条に定める位置を生活の本拠地として住所を有しようとする者であること。
- (2) 独立した生計を営み、この条例に基づいて定める家賃等を支払う能力を有する者であること。
- (3) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(入居者の優先)

第4条 入居者の選定において町の移住促進に関する事業により入居の申込みをする者で、町長の認める者については入居を優先する。

(入居期間)

第5条 移住促進住宅に入居することができる期間は、次条第5項に規定する入居可能日から起算して5年を経過する日の属する月の末日までとする。ただし、町長の認める場合は入居期間を1年延長できるものとする。

(入居の手續等)

第6条 入居決定者は、入居の決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手續をしなければならない。

- (1) 入居決定者と同程度以上の所得を有する者で町長が適当と認める連帯保証人1人の署名する誓約書を提出すること。
 - (2) 第9条の規定により敷金を納付すること。
- 2 入居決定者は、やむを得ない事情により前項の手續を同項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が指示する期間内に同項の手續をしなければならない。
- 3 町長は、町の移住促進に関する事業において入居する者及び特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の誓約書に連帯保証人の署名を必要としないこととすることができる。

- 4 町長は、入居決定者が第1項又は第2項に定める期間内に第1項の手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。
- 5 町長は、入居決定者が第1項の手続をしたときは、当該入居決定者に対し、速やかに移住促進住宅の入居指定日を通知するものとする。
- 6 入居決定者は前項の入居指定日から20日以内に、当該入居決定者と現に同居し、又は同居しようとする親族は当該入居指定日から3月以内に移住促進住宅に入居しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(家賃)

第7条 移住促進住宅の家賃は、月額3万円とする。

- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。
 - (1) 物価の変動等に伴い家賃を変更する必要があると認めたとき。
 - (2) 移住促進住宅に改良を施したとき。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第8条 町長は、次の各号のいずれかの特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 移住促進住宅の入居者又はその同居者が病気にかかったとき。
- (2) 移住促進住宅の入居者又はその同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) その他前2号に掲げるものに準ずる特別の事情があるとき。

(敷金)

第9条 町長は、移住促進住宅の入居者から入居時における家賃の3月分に相当する額の敷金を徴収するものとする。ただし町の移住促進に関する事業において入居の申込みをする者で、町長の認める場合は敷金を徴収しない。

- 2 敷金は、移住促進住宅の入居者が当該移住促進住宅を明け渡すときに還付するものとする。ただし、当該入居者に未納の家賃その他の債務があるときは、敷金のうちから当該債務を控除した額を還付するものとする。
- 3 還付する敷金には、利子を付けない。

(明渡請求等)

第10条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、移住促進住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 第5条で定める入居期間を超過したとき。
- (2) 町の計画により、移住促進住宅の取り壊しの必要が生じたとき。
- (3) 入居者が次条の規定において準用する田野町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第8号)第28条の規定に該当するとき。
- (4) その他この条例の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定により、移住促進住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該移住促進住宅を明け渡さなければならない。

(準用)

第11条 この条例に定めるものを除くほか、移住促進住宅の入居者の募集、家賃の徴収等この条例の規定にないものに関し必要な事項については、田野町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第8号)を準用する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。